

法人の県民税・市町村民税（法人住民税）

県税 市町村民税

県内に事務所、事業所などを有している法人にかかるもので、一般に「法人住民税」といわれます。これには、県民税と市町村民税の二つがあり、それぞれ「均等割」と「法人税割」とがあります。この税金は、法人の定めた計算期間ごとに、その間の税額を自ら計算して、県民税は事業税とともに県税事務所に、市町村民税は市町に申告し、納めます。

1 納める方は

法人等の区分	均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所がある法人	○	○
県内に事務所又は事業所はないが、寮等がある法人	○	×
県内に事務所、事業所又は寮等がある、法人でない社団又は財団 ^(※1)	○	○
県内に事務所、事業所がある収益事業を行っていない公益法人等 ^(※2)	○	×

(※1) ただし、収益事業を行っていない場合は、非課税となります。

(※2) 三重県県税条例により、要件に該当する場合、「均等割」が減免される制度があります。

2 納める額は

●均等割

法人等の区分		市町村民税	県民税 ^(※2)	みえ森と緑の 県民税	県民税合計
資本金等の額 ^(※1)	市町内の従業者数				
50億円超	50人超	300万円	80万円	8万円	88万円
	50人以下	41万円			
10億円超～50億円以下	50人超	175万円	54万円	5万4千円	59万4千円
	50人以下	41万円			
1億円超～10億円以下	50人超	40万円	13万円	1万3千円	14万3千円
	50人以下	16万円			
1千万円超～1億円以下	50人超	15万円	5万円	5千円	5万5千円
	50人以下	13万円			
1千万円以下	50人超	12万円	2万円	2千円	2万2千円
	50人以下	5万円			
上記以外の法人等		5万円	2万円	2千円	2万2千円

(※1) 資本金等の額について、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、無償増減資等の調整を行った場合は、調整後の金額になります。さらに、調整後の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、均等割の税率区分における資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額になります。(※詳細は23ページをご覧ください。)

(※2) 「みえ森と緑の県民税条例」の規定により、平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から、法人県民税均等割額の10%相当額が加算されています。(詳しくは65ページをご覧ください。)

●法人税割（平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度）

法人等の区分	県民税	市町村民税 ^(※2)			
		右記以外の市町	四日市市・鈴鹿市	津市・名張市・菟野町	尾鷲市
以下の①～③いずれかの法人 ①資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年額1,000万円(市町村民税は年額400万円)を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	4.0% ^(※1)	9.7%	10.9%	10.9% (津市・名張市は②を除きます。)	12.1%
上記以外の法人	3.2%			9.7%	

●法人税割（令和元年10月1日以後に開始する事業年度）

法人等の区分	県民税	市町村民税 ^(※2)				
		右記以外の市町	四日市市・鈴鹿市	津市・菰野町	尾鷲市	名張市
以下の①～③いずれかの法人 ①資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年額1,000万円(市町村民税は年額400万円)を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	1.8% ^(※1)	6.0%	7.2%	7.2% (津市は②を除きます。)	8.4%	8.4%
上記以外の法人	1.0%			6.0%	6.0%	

(※1) 0.8%相当分は超過税率であり、下表基金の財源の一部に充てられます。

(※2) 市町村民税の税率については、各市町にお問合せください。

●超過税率の用途

基金名	目的
三重県福祉基金	高齢者等の保健福祉の向上に活用
三重県中小企業振興基金	中小企業の振興に活用
三重県体育スポーツ振興基金	体育・スポーツの普及振興に活用
三重県環境保全基金	「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適切な処理の推進に活用
三重県子ども基金	子ども・子育て施策の推進に活用

3 申告と納税は

法人等が申告し、納めます。

申告の種類	申告と納税の期限	
(1) 中間申告 事業年度が6か月を超え、次に該当する法人は、①又は②により中間申告義務があります。 ①予定申告 ②仮決算に基づく中間申告 ・法人税の中間申告義務がある法人(連結申告法人は除く) ・連結申告法人で、前事業年度の連結法人個別帰属支払額の6か月相当額が10万円を超える法人 ※連結申告法人は②を選択することはできません。 ※仮決算に基づく中間申告は、予定申告額を超える場合はできません。	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	
(2) 確定申告((4)に該当するものは除く)	・原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内 ・平成22年10月1日以後に解散した法人の、残余財産が確定した場合の申告は、残余財産確定日から1か月以内と、残余財産の分配又は引き渡し日の前日とのいずれか早い日	
(3) 平成22年9月30日以前に解散した法人の申告 ^(※)	清算中の事業年度が終了した場合の申告 残余財産の一部を分配した場合の申告 残余財産が確定した場合の申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 分配の日の前日 残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の分配又は引き渡し日の前日のいずれか早い日
(4) 公共法人・公益法人等並びに人格のない社団及び財団で法人税の課されないもの	4月30日	

(注) 2以上の都道府県に事務所、事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして按分計算した税額を各都道府県に申告し、納めます。

(※) 平成22年10月1日以降に解散した法人については、清算所得課税が廃止されています。

●事業開始等申告は

事業を開始し、または県内に事務所もしくは事業所を設けた場合、あるいは廃止、業態の変更等があった場合には、次の期間内に登記事項証明書等の書類を添付してその旨を申告してください。

①事業の開始・設置等

事業を開始・設置し、または事務所もしくは事業所を設けた日から30日以内

②事業の変更・廃止

変更・廃止等の日から10日以内

(注) 法人の事業開始・設置申告書、変更・廃止申告書については、「県の税金」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)にアクセスしていただくと、「申請書ダウンロード」があります。このページから「電子申請・届出システム」へ入っていただくと、様式がダウンロードできます。